

メルマガ原稿

有給休暇の請求と付与について（使用者からの相談）

質問

先日、労働者から「1か月後に退職したい」と申出があり、退職届を受理しました。退職日の当日、その労働者から「10日残っている有給休暇を使いたいのですが・・・」と言われました。退職届を提出された時に有給休暇の請求があれば使用させるのですが、退職日当日に言われた場合、使用者としてどう対応したらいいのでしょうか？

答え

有給休暇とは、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・培養を図ることを目的として、休日以外に賃金をもらいながら自分の希望する日に休みをとることのできる制度です。法律では『使用者は、有給休暇を労働者が請求する時季に与えなければならない』としております。つまり、有給休暇の取得ができる労働者から有給休暇の請求があれば、原則応じなければならないということです。また、有給休暇は労働義務のある日に請求でき、公休日や産前産後休暇、休職期間中、退職日以降など労働義務のない日（免除された日）には使用することができません。

今回の場合、退職日当日に有給休暇を請求されていますが、退職日以降は労働契約が終了し労働義務がなくなるので、有給休暇を取得することはできません。労働者に有給休暇の趣旨と請求方法を説明され、十分理解いただくよう努めてください。

【ここがポイント】

- ・有給休暇の請求は、労働者が事前に時季を指定して行うこと。
- ・有給休暇は、労働義務のない退職日以降には使用できません。